

# 株式投資を行っている方の被扶養者認定の取扱いについて

被扶養者とは、地方公務員等共済組合法第2条第2号に規定する「主として組合員の収入により生計を維持するもの」とされておりますが、株式投資を行っている方の被扶養者認定については、株式を取得する資力があることから、今後も継続して投資を行う方については、被扶養者としないこととして、平成27年4月1日以後、下記のとおり被扶養者認定の取扱いを変更することとしましたので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 平成27年4月1日以後の被扶養者認定について

株式投資を行っている方を被扶養者とする旨の被扶養者申告書が提出された場合は、認定以後の継続投資の有無を確認して、継続する意思がある場合には認定を行わないこととします。

### 2 現在、株式投資を行っている被扶養者について

今後も引続き行っていたことが被扶養者資格確認調査（検認）又は被扶養者継続認定等において判明した場合には、平成27年4月1日に遡って被扶養者の認定を取消すこととします。

担 当：保健課 資格担当 小澤・鶴田 TEL：055-232-7311
---